

●香川県警察本部告示第4号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月18日

香川県警察本部長 岡本慎一郎

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程（平成12年香川県警察本部告示第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 略</p> <p>第8章 略</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 <u>免許証等の更新等</u>（第42条・第43条）</p> <p>第5節～第9節 略</p> <p>第9章 略</p> <p>附則</p> <p>（通行禁止除外及び駐車禁止除外の標章交付申請書の添付書類）</p> <p>第4条 略</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 略</p> <p>ア 略</p> <p>（ア） 略</p> <p>（イ） 家族又はこれに準ずる者が運転する場合にあっては、運転者と本人との続柄を証明する住民票等の書類及び運転免許証（以下「免許証」という。）の写し（<u>免許証の写しについては、免許証又は免許情報記録個人番号カードの提示をもって提出に代えることができる。</u>）</p> <p>（ウ） 本人が自ら運転する場合にあっては、<u>免許証の写し（免許証又は免許情報記録個人番号カードの提示をもって提出に代えることができる。）</u></p> <p>（エ） 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 略</p> <p>第8章 運転免許</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 <u>免許証の更新等</u>（第42条・第43条）</p> <p>第5節～第9節 略</p> <p>第9章 略</p> <p>附則</p> <p>（通行禁止除外及び駐車禁止除外の標章交付申請書の添付書類）</p> <p>第4条 施行細則第4条第3項の規定により標章交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 施行細則第4条第1項第4号キ(ア)から(オ)までに掲げる車両に係るものにあつては、次に掲げる者の区分に応じ、次に掲げる書類</p> <p>ア 歩行困難な者 次の書類</p> <p>（ア） 略</p> <p>（イ） 家族又はこれに準ずる者が運転する場合にあっては、運転者と本人との続柄を証明する住民票等の書類及び運転免許証（以下「免許証」という。）の写し（<u>免許証の写しについては、免許証の提示をもって提出に代えることができる。</u>）</p> <p>（ウ） 本人が自ら運転する場合にあっては、<u>免許証の写し（免許証の提示をもって提出に代えることができる。）</u></p> <p>（エ） 略</p>

イ 略

(制限外積載許可の申請の手続)

第17条 法第57条第3項の規定による許可（以下この節において「制限外積載許可」という。）の申請者である当該車両の運転者が2人以上である場合には、制限外積載許可申請書の申請者欄に連記するものとする。この場合において、申請者欄に連記できないときは、申請者の住所及び氏名並びに申請者の運転免許（以下「免許」という。）の種類及び免許証番号又は免許情報記録番号を記載した運転者一覧表を作成の上、申請者が制限外積載許可申請書に添付して、提出することができる。

2 略

(免許証の再交付申請書の添付書類の様式)

第35条 施行規則第21条第6項第1号の書類の様式は、別記様式第15号のてん末書のとおりとする。

第4節 免許証等の更新

(免許証等の更新に係る措置)

第42条 法第101条第6項の規定により免許証又は免許情報記録（以下「免許証等」という。）の更新をする場合において、新たな免許証を直ちに交付することができないときは、その者が現に有する免許証の裏面の備考欄に適性検査を受けた旨、新たな免許証の交付予定年月日及び講習区分を記載の上、当該免許証をその者に交付し、後日、当該免許証と引換えに新たな免許証を交付するものとする。

2 法第101条第6項の規定により免許証等の更新をする場合において、免許情報記録の書換えを直ちに行うことができないときは、その者が有する免許情報記録個人番号カードに適性検査を受けた旨、新たな免許情報記録の更新予定年月日及び講習区分を電磁的方法により記録し、後日、当該免許情報記録の書換えを行うものとする。

(免許証の返納に係る措置)

第44条 法第104条の2の2第1項、第2項又は第4項の規定により免許を取り消された者に法第106条の3第2項の規定により他の種類の免許に係る免許証を交付する場合において、新たな免許証を直ちに交付することが

イ 略

(制限外積載許可の申請の手続)

第17条 法第57条第3項の規定による許可（以下この節において「制限外積載許可」という。）の申請者である当該車両の運転者が2人以上である場合には、制限外積載許可申請書の申請者欄に連記するものとする。この場合において、申請者欄に連記できないときは、申請者の住所及び氏名並びに申請者の運転免許（以下「免許」という。）の種類及び免許証番号を記載した運転者一覧表を作成の上、申請者が制限外積載許可申請書に添付して、提出することができる。

2 略

(免許証の再交付申請書の添付書類の様式)

第35条 施行規則第21条第3項第1号の書類の様式は、別記様式第15号のてん末書のとおりとする。

第4節 免許証の更新

(免許証の更新に係る措置)

第42条 法第101条第6項の規定により免許証の更新をする場合において、新たな免許証を直ちに交付することができないときは、その者が現に有する免許証の裏面の備考欄に適性検査を受けた旨、新たな免許証の交付予定年月日及び講習区分を記載の上、当該免許証をその者に交付し、後日、当該免許証と引換えに新たな免許証を交付するものとする。

(免許証の返納に係る措置)

第44条 法第104条の2の2第1項、第2項又は第4項の規定により免許を取り消された者に法第107条第2項の規定により他の種類の免許に係る免許証を交付する場合において、新たな免許証を直ちに交付することができ

できないときは、その者から返納された免許証の免許種類欄の取り消した免許に係る種別に穴打ち等の措置を講じ、当該免許証の裏面の備考欄に再試験の途中で旨、有効期間の末日及び取消しをした年月日を上段から記載し、末尾に公安委員会の公印を押した上、当該免許証をその者に交付し、後日、当該免許証と引換えに新たな免許証を交付するものとする。

2 法第104条の2の4第1項、第2項又は第4項の規定により免許を取り消された者に法第106条の3第2項の規定により他の種類の免許に係る免許証を交付する場合において、新たな免許証を直ちに交付することができないときは、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「再試験の途中で」とあるのは、「若年運転者期間に係る取消しの途中で」と読み替えるものとする。

3 法第104条の4第2項の規定により免許を取り消された者に、同条第3項の規定により同条第1項後段の申出に係る免許を与える場合又は法第106条の3第2項の規定により他の種類の免許に係る免許証を交付する場合において、新たな免許証を直ちに交付することができないときは、その者から返納された免許証にさん孔措置を講じ、当該免許証の裏面の備考欄に申請による取消しの途中で旨、有効免許の種類、有効期間の末日及び取消しをした年月日を上段から記載し、末尾に公安委員会の公印を押した上、当該免許証をその者に交付し、後日、新たな免許証を交付するものとする。

(運転経歴証明書の記載事項の変更)

第45条 施行規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項の記載は、提示を受けた運転経歴証明書の裏面の備考欄に変更に係る事項及び変更年月日を上段から記載し、末尾に公安委員会の公印を押して行うものとする。

(運転経歴証明書の再交付申請書の添付書類の様式)

第45条の2 施行規則第30条の11第2項第1号の書類の様式は、別記様式第15号のてん末書のとおりとする。

別表第3 (第38条関係)

- 1 略
- 2 準中型仮免許及び普通仮免許(新試験方法におけるAT車を使用する試験項目及び旧試験方法によるものに限る。)に係る場内試験の課題設定基準

できないときは、その者から返納された免許証の免許種類欄の取り消した免許に係る種別に穴打ち等の措置を講じ、当該免許証の裏面の備考欄に再試験の途中で旨、有効期間の末日及び取消しをした年月日を上段から記載し、末尾に公安委員会の公印を押した上、当該免許証をその者に交付し、後日、当該免許証と引換えに新たな免許証を交付するものとする。

2 法第104条の2の4第1項、第2項又は第4項の規定により免許を取り消された者に法第107条第2項の規定により他の種類の免許に係る免許証を交付する場合において、新たな免許証を直ちに交付することができないときは、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「再試験の途中で」とあるのは、「若年運転者期間に係る取消しの途中で」と読み替えるものとする。

3 法第104条の4第2項の規定により免許を取り消された者に、同条第3項の規定により同条第1項後段の申出に係る免許を与える場合又は法第107条第2項の規定により他の種類の免許に係る免許証を交付する場合において、新たな免許証を直ちに交付することができないときは、その者から返納された免許証にさん孔措置を講じ、当該免許証の裏面の備考欄に申請による取消しの途中で旨、有効免許の種類、有効期間の末日及び取消しをした年月日を上段から記載し、末尾に公安委員会の公印を押した上、当該免許証をその者に交付し、後日、新たな免許証を交付するものとする。

(運転経歴証明書の記載事項の変更)

第45条 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項の記載は、提示を受けた運転経歴証明書の裏面の備考欄に変更に係る事項及び変更年月日を上段から記載し、末尾に公安委員会の公印を押して行うものとする。

(運転経歴証明書の再交付申請書の添付書類の様式)

第45条の2 施行規則第30条の13第2項第1号の書類の様式は、別記様式第15号のてん末書のとおりとする。

別表第3 (第38条関係)

- 1 略
- 2 準中型仮免許及び普通仮免許に係る場内試験の課題設定基準

課題	免許の種類	
	準中型仮免許	普通仮免許
略		
総走行距離	略	略
備考		
<p>1 新試験方法は、<u>道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第60号）（以下「令和6年改正規則」という。）により改正された施行規則第24条に規定された技能試験並びにこれを準用する技能検査及び技能再試験の方法をいう。</u></p> <p>2 <u>旧試験方法は、令和6年改正規則により改正される前の施行規則第24条に規定された技能試験並びにこれを準用する技能検査及び技能再試験の方法をいう。</u></p>		

3 新試験方法におけるAT車以外の自動車を使用する試験項目、検査項目及び再試験項目に係る場内試験の課題設定基準

(1) 普通免許及び普通第二種免許

課題		免許の種類	
		普通免許	普通第二種免許
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	1回又は2回	1回又は2回
	周回カーブ	2回以上	2回以上
	指定場所における一時停止	1回以上	1回以上
交差点の通行	右折及び左折	それぞれ1回以上	それぞれ1回以上
	信号通過	1回以上	1回以上
横断歩道の通過		1回以上	1回以上
踏切の通過		1回以上	1回以上
曲線コースの走行		1回	1回
屈折コースの走行		1回	1回
坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。）		1回又は2回	1回又は2回
方向変換		1回	1回

課題	免許の種類	
	準中型仮免許	普通仮免許
略		
総走行距離	略	略

鋭角コースの走行	－	1回
障害物設置場所の通過	1回以上	1回以上
総走行距離	1,200メートル以上	1,200メートル以上

(2) 普通仮免許

課題		免許の種類
		普通仮免許
幹線コース及び周回コースの走行	指示速度による走行	1回又は2回
	周回カーブ	2回以上
	指定場所における一時停止	1回以上
交差点の通行	右折及び左折	それぞれ1回以上
	信号通過	1回以上
横断歩道の通過		1回以上
踏切の通過		1回以上
曲線コースの走行		1回
屈折コースの走行		1回
坂道コースの走行（坂道における一時停止及び発進を含む。）		1回又は2回
方向変換		1回
鋭角コースの走行		－
障害物設置場所の通過		1回以上
総走行距離		1,200メートル以上

4～6 略

7 普通免許（新試験方法におけるAT車を使用する試験項目及び旧試験方法によるものに限る。）に係る路上試験の課題設定基準

略

8 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許（新試験方法におけるAT車を使用する試験項目及び旧試験方法によるものに限る。）に係る路上試験の課題設定基準

略

3～5 略

6 普通免許に係る路上試験の課題設定基準

略

7 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る路上試験の課題設定基準

略

附 則

この規程は、令和7年3月24日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。